



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 平成29年 12月 定例会（第4回） 12月18日－05号

P.249 8番（大原裕貴君）

◆8番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会芦屋市議会議員団を代表し、平野貞雄議員に対する懲罰動議及び処分要求について、陳謝の懲罰を科すことに對し、賛成の討論をいたします。

懲罰動議が出された発端は、平野議員の一般質問の際に、発言時間を超過したことにあります。芦屋市議会会議規則第56条では、申し合わせ事項ではあるものの「一般質問の発言時間は、答弁を除き1人40分以内とし」と定められています。文面からは40分を超える発言を行うことが許されているとは読み取ることができません。最後のまともも含めて40分以内に発言をするべきであって、現在40分を超過しても発言が許可されているのは、議長の裁量の中で許可されていたにすぎないと考えます。

よって、平野議員は40分を超過したことについては、少なからず、わびる必要があったと考えます。12月14日の本会議で行われた平野議員による弁明においても謝罪の弁がなく、本で行われました懲罰特別委員会の弁明においても、謝罪の弁がありませんでした。

議会で取り決めたルールを破ったことに対する謝罪が必要だと考えるため、懲罰動議については陳謝の懲罰を科すことが妥当であると考えます。

また、中島健一議員から発された発言は、「議事進行」との発言はなかったものの、議事進行に類する発言であったと認識しております。議会の品位を落とす発言ではなかったため、平野議員の弁明の中にあった発言について、中島健一議員が侮辱されたと受けとめても仕方がない部分があったのかと思います。

よって、処分要求についても、陳謝の懲罰を科すことが妥当であると考えます。

以上、懲罰動議及び処分要求に対する討論といたします。